

# 長野県外郭団体等検討委員会設置要綱

平成24年3月14日制定

## (趣旨)

第1 この要綱は、長野県出資等外郭団体(以下「外郭団体」という。)の改革基本方針その他団体運営のあり方等を検討するため、長野県外郭団体等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 外郭団体の改革基本方針その他団体運営のあり方
- (2) 外郭団体への県の関与のあり方
- (3) その他外郭団体に関すること

## (構成)

第3 委員会は委員6名以内で構成する。

2 委員は、外郭団体の運営について学識や経験を有する者等により構成する。

## (任期)

第4 委員の任期は、平成24年度末までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6 会議は委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

## (庶務)

第7 委員会の庶務は、総務部行政改革課において処理する。

## (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成24年3月14日から施行する。